

【栗棘庵文書】 山城

二二三四

爲佳例、卷數一合并相原十帖、扇子一本到來、祝着候。仍乍輕微、青銅千疋進之候。猶井上下野守可申候。恐々謹言。

十二月廿日

義綱 在判

栗棘庵

(この書狀に添へたる井上下野守英教が十二月廿三日附のものに、温井景隆のことを備中守とするが故に、天正元年以降第二次義綱の時のものたるを知るべし。)

【佛嚴寺文書】 越中

二二三五

就其以來無音、對瑞泉寺差越使者候。仍入國之儀就而、京都使者付置計策相調候。然者不圖可及行覺悟候條、其元入魂頼入候。次雖輕微候、鹽曳二尺相送候。猶飯川若狹入道可申候。恐々謹言。

二月十一日

義胤 在判

瑞泉寺坊官  
上田石見守殿

(畠山義綱は永祿十一年の頃より天正元年に至るまで義胤の名を用ひたり。)

【菊大路文書】 山城

二二三六

如例年、爲祈禱香水井ゆがけ一具到來、目出度祝着候。彌於神前祈念頼入候。恐々謹言。

三月廿日

義胤 在判

八幡山

年行事

【栗棘庵文書】 山城

二二三七

爲元服祝儀、杉原十帖・扇一本到來候。目出祝着候。猶温井備中守可申候。恐々謹言。

十一月三日

義慶 在判

栗棘庵

栗棘庵

義慶

(本文の義慶は、畠山氏の一族たるも、世に義忠の一諱なりと傳ふるそれにはあらず。永祿頃のものなるが如し。)

【常福寺文書】 鹿島郡

二二三八

爲歲暮祈禱卷數并一荷三種到來候。目出祝着候。猶長九郎左衛門尉可申候。恐々謹言。

十二月廿三日

義慶 在判

(この文書は宛所を缺けり。)

三 畠山氏被官關係文書

【長福寺文書】 鹿島郡

二二三九

道場爲造營、毎年千疋宛可寄進候。聊不可有相違候。然者氷室中務丞申付候。可成其心得候。謹言。

九月廿八日

秀盛 在判

教恩房

【四町村文書】 羽咋郡

二二三〇

去月廿四日於菅原谷首一討取候。神妙被思食候。依之自分百人夫、永代御免除旨被仰出者也。

十月三日

總榮 在判

續好 在判

光宗 在判

兼親 在判

秀頼 在印

永三彌四郎どのへ

【別本歴代古案】

二二三一

就賀州之儀、自屋形以書札令申候。具妙藏院被申含候。此等之趣相意得可申旨候。恐々謹言。

十二月廿日

季倫

山村若狹守殿